

令和3年度（第9期）事業計画

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

I. 基本方針・重点事項

令和2年度においては、新型コロナウィルス感染症拡大により各種事業活動が中止若しくは縮小での開催をせざるを得なかった。令和3年度においても新型コロナウィルス感染症の影響があると思われる所以、前年度開催できなかった事業等の復活またはこれまで開催してきた事業活動の反省を踏まえ、効率的な組織運営と法人会活動の更なる充実に努める。

また、事業の実施に当たっては引き続き、国及び地方の税務当局と連携協調した税に関する活動を始めとして、企業や地域社会の健全な発展に貢献する活動を展開し、知名度の向上や存在感のある法人会の確立を図る。

e-Tax 普及推進活動については“役員企業の90%、会員企業の80%、役員個人の90%の利用及びダイレクト納付の推進を目指す”をスローガンに普及推進に努める。

更に、公益社団法人として事業活動の継続的実施等の責務に鑑み、組織・財政基盤をより強固なものとするため、会員増強並びに福利厚生制度推進の諸施策に取り組む。

II. 主な事業計画

1. 公益目的事業の推進

(1) 税の啓発・租税教育活動

イ 一般市民や次代を担う児童生徒に税の仕組みや必要性などを理解してもらうため、税の啓発と租税教育活動を積極的に実施する。

また、「租税教室」及び「税に関する絵はがきコンクール」は、引き続き青年部会及び女性部会が中心となって推進する。

特に、「租税教室」は租税教育用教材を活用し理解を高めるとともに、「マリンとヤマト不思議な日曜日」のDVDなども活用する。

なお、税の啓発活動に際しては、ホームページや広報誌等の活用はもとより各種活動等あらゆる機会を捉え、資料配付など幅広に取り組む。

ロ 各単位会の青年部会及び女性部会が持ち回り実施している県連「青年の集い」及び「女性セミナー」は、各単位会の活動状況等に係る情報交換はもとより、事例発表及び意見交換を行うなどし、その充実に努める。

ハ 申告納税制度の一層の定着を図るため、「消費税期限内納付推進運動」に取り組み制度の円滑な定着に向けた周知に努める。

(2) 税制提言活動

地域経済の担い手であり、また、雇用の受け皿でもある中小企業の活性化に資するため、会員企業等からの税制改正等に関する意見・要望、更に経済の進展、社会構造の変化等を踏まえ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努める。

また、全国大会で採択された「税制改正に関する提言」については、地元国議員や地方自治体の首長及び議長に対する提言活動のほか、ホームページや広報誌等を通じて広く周知する。

(3) 税に関する広報の充実

広く一般に対し、「税の啓発」及び「e-Tax」・「cLTax」の普及などに資するためのPR活動並びに法人会の活動内容等の周知を図るため、各種媒体や地域イベントに参加した際などを利用し広報を展開する。

具体的には、ホームページへの掲載、広報誌「たましま」や「税のこよみ」の作成、全法連作成ポスターやノベルティグッズの活用等により効果的に実施する。

(4) 経営支援活動

イ 税法・税務研修会、経営セミナー及び経済等講演会は、時機に合った内容とするなど内容充実に努めるとともに、チラシやホームページなど各種媒体を利用し、一般出席者の増加を図る。

また、講演会等の開催の際には、全法連が提供する税に関する研修教材の配付及び「e-Tax」「e-LTax」の利便性の周知に努める。

なお、企業の税務コンプライアンス向上施策の「自主点検チェックシート」の普及を図るために、席上配付や全法連作成のDVD「法人会自主点検チェックシートのススメ」を放映するなどし、国税庁後援事業であること、企業の成長、税務リスクの軽減に繋がることを説明する。

ロ BCP（事業継続計画）について、策定等の参考となる資料情報を提供するとともに、各種媒体を通じて策定の必要性を周知する。

ハ 「自主点検チェックシート」や「法人会のご案内」などについて、関係機関の窓口への備え置きを推進する。

(5) 地域社会への貢献活動

地域社会の発展に進んで貢献するという認識のもと、「地域社会の法人会」を目指して、「公益性」をより一層高めることに配意しつつ、税に関する活動はもとより、税以外においても、寄贈・募金、ボランティア活動、講演会の開催及びイベントへの参加など、地域の実情に応じた活動を積極的に展開する。

2. 組織・財政基盤の強化

(1) 福利厚生制度の推進

法人会の福利厚生制度については、会員企業のための制度であることの一層の浸透を図り、同制度の推進に努める。

そのため、福利厚生制度推進会議では、協力3社との連携及び制度推進について、有効かつ効果的な方策を協議する。

また、施策の取組効果を高めるため、女性部会及び青年部会との連絡協議会を適時に開催する。

なお、「貸倒保障制度」については、引き続き、取扱会社と連携構築や会員企業への周知などを図る。

(2) 会員増強運動

組織基盤の維持・強化を図るため、前年末以上の会員数を目標に法人会一丸となって取り組むこととする。

そのため、9月から12月までの4ヶ月間を「会員増強月間」とし、役員の率先した増強策への参画や指導のもと、新規加入の推進策や退会防止策等、効果的な対応策を展開する。

特に、金融機関を通じた会員増強策については、引き続き、金融機関（支店長）等との関係醸成を図り、加入見込み企業の紹介や「法人会のご案内」の配布等の協力要請を行う。

新設法人等については、全法連法人番号管理システム法人事業概況説明書に加入法人会名等や新設法人データなどにより把握し、加入推奨を確実に行う。

なお、法人会活動の中核となる青年部会及び女性部会においては、部会員の増強はもとより法人会アンケート調査システムの登録者数拡大に取り組む。

3. 管理事務等の的確な執行

公益社団法人として諸規程及び関係法令に則り、情報開示等適正な事務遂行に努めるとともに、ガバナンスに配意した取り組みを行う。

また、役員会及び委員会等については、適時適切な開催に努め、全法連の決定事項等の周知を図り、法人会全体として機能発揮するよう努める。

なお、「税の啓発」を始めとする様々な情報の発信や会活動の内容を適時・適切に提供するためのホームページを更新し、内容の充実に努める。